

川崎市いじめ重大事態再調査検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)

第30条第2項に規定する市長が行う調査(以下「再調査」という。)の必要性について検討を行うため、川崎市いじめ重大事態再調査検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、法第30条第1項に基づく報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、再調査の実施が必要であるかについて検討するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員長は、こども未来局青少年支援室長をもって充てる。

3 副委員長は、こども未来局青少年支援室担当課長〔青少年育成・子どもの権利担当〕をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の開催等)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会において必要があると認めるときは、関係職員等の委員会への出席

を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 委員会は非公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども未来局青少年支援室で処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月18日から施行する。

別表（第3条関係）

所属等	備考
こども未来局青少年支援室長	委員長
こども未来局総務部庶務課長	
こども未来局青少年支援室担当課長〔青少年育成・子どもの権利〕	副委員長
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔事業調整〕	
こども未来局南部児童相談所担当課長〔法的措置等支援〕	